

いじめ防止基本方針（行動計画）

1 いじめ問題に対する基本姿勢

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題である。一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめの定義は、次のとおりである。

「在籍する生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、生徒が心身の苦痛を感じているもの」

1. いじめは、「どの子どもにも、どの学級にも、どの部活動にも起こりうる」ことを全教職員が認識する。
2. 「いじめは人間として絶対許されない」という意識を、生徒一人一人に徹底させる。
3. 生徒一人一人を大切にする意識を、教職員自身が認識する。
4. いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識する。
5. 定期的ないじめ調査だけではなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有するなど風通しのよい学校作りを行う。
6. 「報連相」を徹底する。
7. 危機管理の「サシスセソ」を基本に複数で対応する。
 - サ 最悪の事態を考えて
 - シ 慎重に
 - ス 素早く
 - セ 誠意をもって
 - ソ 組織的に その日のうちに

2 いじめ問題対策チーム

いじめに対する措置を組織的に行うため、校長を中心に、複数の教職員と専門的知識を有する関係者で構成されたチームを常設し、学校全体で対応する体制を確立する。

1. 構成員
校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・保健主事・養護教諭・教育相談担当
学年主任・いじめ対応アドバイザー・スクールカウンセラー・その他
2. 役割
 - ①いじめの情報に関し、正確な実態と全体像を把握する。
 - ②指導の狙いを明確にし、役割分担をする。
 - ③教育委員会や関係機関との連絡調整を行う。
 - ④生徒への指導・支援を行う。
 - ⑤保護者と連携する。
 - ⑥継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止

いじめ問題では、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

1. 生徒や学級の様子を知る
 - ①教職員の気づき
生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。特に授業以外の場面、給食や清掃、部活動などで、生徒たちと場を共有することが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や心の状態を推し量ることができる感性を高めていく。

②実態把握

毎週行う学年会と水曜日の職員朝礼、月1回の職員会議での生徒指導上の情報交換は、職員が生徒の実態把握をする大切な場である。また、いじめ調査、QUTテスト、学期末のアンケートによる生徒や保護者の意識調査などを実態把握の一つの方法として用いる。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのために

①自己肯定感を高める学習活動・学校行事

学校生活の中で一番多くの時間を占める授業に「学び合い学習」を取り入れることで、お互いを認め合い、助け合う場を設けていく。また、学校行事などでは、生徒が主体的に活動する場を意図的に増やすことで、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を数多く積み、自己肯定感の向上につなげる。その際、生徒に対する教職員の温かい声かけがその効果を高めることを意識する。

②教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の目指す方向が一致していなくてはならない。また教職員が、学級経営や授業、生徒指導、部活動などについて、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができたりという、職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間をしっかり確保することが大切である。

3. 豊かな心を育てるために

①道徳教育の充実

浅い考えや道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業は大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない」「いじめはゆるさない」という、人間性豊かな心を育てることが大切である。道徳の授業を通して心が揺さぶられる資料に出会うことで、人としての「優しさ」「心遣い」「気高さ」に触れ、いじめの抑止につながるものと考えられる。

②人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また生徒が他者の痛みを思いやれるよう、人権教育の基盤である人間愛や生命尊重の精神を育み、人権意識の高揚を図る必要がある。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。また、すべての教職員が生徒の情報を共有するとともに、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1. いじめに気づく力を高めるために

①生徒の立場に立つ

一人一人の生徒を一人の人間としてその個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を行わなければならない。そのため、教職員自身が人権意識を磨くとともに、生徒の言葉をきちんと受け止め生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢を大切にする。

②共感的な生徒理解に努める

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、些細な言動から、その裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性が求められる。そのため、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動、価値観を理解するカウンセリングマインドを高める。

2. 早期発見の手立て

①日々の観察

生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また私の生活記録の日記など、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせておくことも大切である。さらに、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握しておく必要もある。

②教育相談

日常生活の中で、教職員が声をかけるなど、生徒との信頼関係を築くことが大切である。その上で、日頃から気軽に相談できる環境を整えていく必要がある。また5・9・1月の面談週間を有効に活用し、いじめの早期発見に努める。

③つながりアンケート

年5回、5・7・9・11・1月に実施する。アンケートはあくまでも発見の一つの手立てという認識で実施する。

3. 学校で分かるいじめ発見のポイント (「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」より)

ア いじめられている生徒が学校で出すサイン

※印は無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情が冴えず, うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具, 机, 椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し, しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際, 冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいアダ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い (机を合わせないなど) ○保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で, いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時, 席を離している ○その生徒が配膳すると嫌がられる	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔に擦り傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり, 床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし, 嘲笑する ○後ろから椅子を蹴ったり, 文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌なことを言わせたり, 触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など, 自分の道具を持たせている ○平気で蹴ったり, 殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり, 後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつける	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり, 机の中のものを落としたりする
放課後	○自分の用事に付き合わせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない様子

様子等	観察の視点 (特に, 変化が見られる点)	
動作や表情	○活気がなく, おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話すとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる

持ち物や 服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等，危険な物を所持する ○服装が破れたり乱れたりしている
その他	○日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意に外される	○教科書，写真代等の提出が遅れる ○飼育動物や昆虫等に残酷な行為をする ○下駄箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

4. 家庭で分かるいじめ発見のポイント (「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」より)

ア いじめられている生徒が家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている。
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。
- 転校を口にしたたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で，急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで，集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し，現実から逃避しようとする。

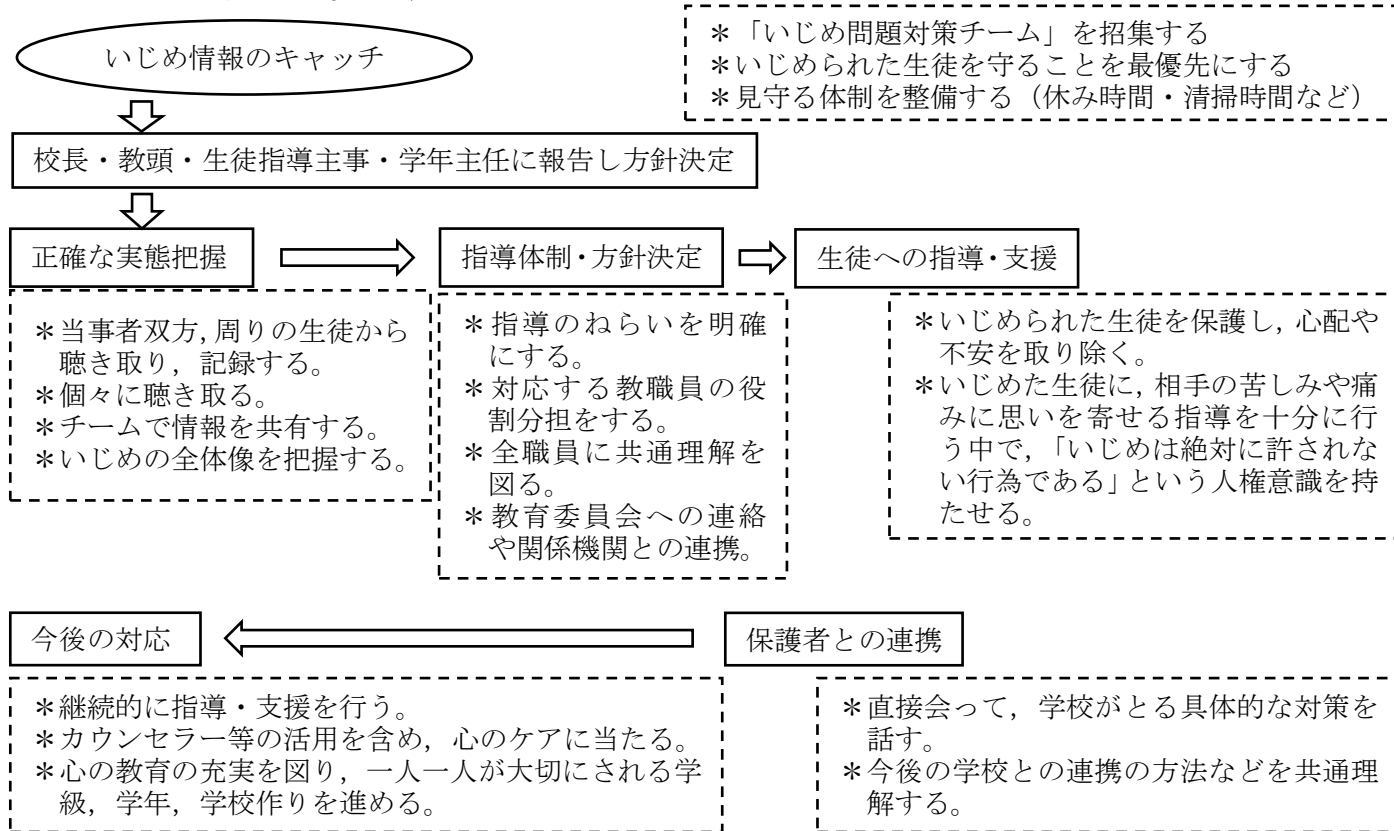
イ 「インターネット上のいじめ」にあっている生徒が家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする。または，全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり，隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に，動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に，怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に，そっと一人で出かけようとする。

5 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。まず、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気があることである。「チクった」と言われ、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応に細心の注意を払うべきである。

—本人からの訴え—

「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」など、心身の安全を保証し、全力で守る姿勢を伝えた上で、話を聞く。その際、他の生徒の目に触れぬよう、時間や場所に細心の注意を払う。

—周りの生徒からの訴え—

「よく言ってくれたね。」など、勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。その際、他の生徒の目に触れぬよう、時間や場所に細心の注意を払う。

② 事実確認と情報の共有

いじめの確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を聞いて、正確に把握する。なお、保護者への対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当など）で、丁寧に行う。また、短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、速やかに情報を共有する。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているか？ → 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったか？ → 【時間と場所の確認】
- どんないじめでどんな被害か？ → 【いじめの内容】
- いじめのきっかけは？ → 【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いたか？ → 【期間】

③いじめられた生徒への対応

- * 「最後まで守りぬく」「秘密を守ることを伝える。
- * 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- * 自信を持たせる言葉など、自尊感情を高めるよう配慮する。

④いじめた生徒への対応

- * いじめた気持ちや状況について十分に聴き取るなど、生徒の背景にも目を向けた指導をする。
- * 心理的な孤立感や疎外感を与えないような指導のもと、毅然とした対応と指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であること、いじめられる側の気持ちを理解させる。
- * ケースによっては、法に触れる行為であることを指導する。

⑤保護者への対応

いじめられた生徒の保護者

- * 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- * 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- * 保護者の辛い気持ちや不安な気持ち、腹立ちなどを共感的に受け止める。
- * 継続して家庭と連携を取りながら解決を図っていくことを伝える。
- * 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも連絡・相談してほしいことを伝える。

保護者に不信感を持たれる言葉

- お宅のお子さんにも悪いところがあるようです。
- 家庭での甘やかしが原因のようです。
- 私のクラスにはいじめはありません。
- どこかに相談に行かれたらどうでしょう。

いじめた生徒の保護者

- * 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図りたいという学校の思いを伝える。
- * 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- * 生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

平素の連携がない時、保護者から発せられる言葉

- いじめられるには理由があるだろう。
- 学校がきちんと指導していれば、こんなことは起こらなかった。
- ここまで深刻にならないうちに、なぜもっと早く連絡してくれなかったのか。

⑥周りの生徒に対して

- * 当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- * 「いじめは決して許さない」という姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- * いじめを囁きたたり、見て見ぬふりしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- * いじめを報告することは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を十分理解した上で、ネットトラブルの最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、生徒が所持している機器の管理者である保護者と連携した取り組みが大切である。また、早期発見にも、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネットいじめ」を発見した際、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、事案によっては、警察などの専門的な機関と連携を図ることが大切である。

1. ネットいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトや掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法で、いじめを行うもの。

2. 未然防止・早期発見のために

①保護者会で伝えること

- * 生徒が持っているパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭においても子どもを危険から守るためのルール作りを行うこと、携帯電話を持たせる必要性を検討することを伝える。なお、石川県は条例で小中学生に携帯電話を持たせないことになって

いることも伝える。

- * インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識を持たせる。
- * 「ネットいじめ」は、他のいじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを伝える。
- * メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気がついた時は躊躇なく問いかけることと、すぐに学校に知らせることを伝える。

② 生徒に理解させること

- * インターネット上で発信した情報は、即座に多くの人に伝わること。
- * 匿名でも、書き込みをした人は特定できること。
- * インターネット上には、違法情報、有害情報があること。
- * 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害事件など犯罪につながる事案が枚挙にいとまがないほどたくさんあること。
- * 一度インターネット上に流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- * インスタグラムのストーリーなど、すぐに消えたり、消したりできる情報等もあるため、スクリーンショット等を取り、証拠を残しておく。

③ 早期対応

- * ネット上の書き込みを削除する際、書き込みされている掲示板のアドレスを記録し、プリントアウトした上で、次の手順で削除依頼する。

掲示板の管理人に削除依頼 → 掲示板のプロバイダに削除依頼 → 警察・法務局に相談

- * チェーンメールは架空のものなので、不幸になったり危害を加えられたりすることは絶対にならない。したがって、それが来ても絶対に転送しないこと。友達に転送した場合、内容によっては、「ネットいじめ」の加害者になる場合もあることを伝える。

7 年間計画

月	取組内容	備考
4月	いじめ防止基本方針の確認 気になる生徒の確認 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
5月	QU調査（全学年） つながりアンケート 小中連絡会 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
6月	生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	いじめ対応アドバイザー研修会 （教職員の対応力向上）
7月	生活アンケート（生徒・保護者） つながりアンケート 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
8月	生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
9月	つながりアンケート 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
10月	QU調査（1・2年生） 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
11月	生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会 つながりアンケート	
12月	生活アンケート（生徒・保護者） 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
1月	つながりアンケート 生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	いじめ対応アドバイザー研修会 （教職員の対応力向上）
2月	生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会	
3月	生徒指導交流（職員会議）・生徒理解の会 小中連絡会 次年度に向けて	